

平成27年度制度改正等について

○新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 条例改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部が改正されるため。

2 条例改正の概要

- ①指定医療機関の名称を指定発達支援医療機関に変更する。
- ②指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスのうち、障がい者に提供するものを、基準該当生活介護とみなす。
- ③指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する宿泊サービスのうち、障がい者及び障がい児に提供するものを、基準該当短期入所とみなす。
- ④共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の経過措置について、期限を平成27年3月31日から平成30年3月31日に延長する。

3 施行期日

上記2①の改正規定は公布の日、その他の改正規定は平成27年4月1日

4 その他

当基準条例改正の理由となった国基準省令においては、上記2の改正以外にも、所定の条件を満たす場合に経過的に病院敷地内のグループホームを認める改正が行われる。

ただし、この改正については、厚生労働省開催の検討会の段階から、当事者団体の委員が強い反対意見を述べており、そのことを踏まえ当市においても関係団体に意見照会を行ったところ、一部の団体から、慎重な判断を求める意見が寄せられた。

当基準条例は、基本的に国基準省令と同様の内容であり、国基準省令が改正された場合は、同様に基準条例改正を行ってきたが、この改正については、当事者側から前述のとおり意見があることに加え、現時点で精神病院側に病床削減の計画及び敷地内グループホームのニーズが見込めないことから、平成27年4月においては改正を行わないこととした。

今後、状況を見ながら引き続き検討していく。

○新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 条例改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部が改正されるため。

2 条例改正の主な概要

- ①児童発達支援センターが相談に応じるべき対象を拡大する。
- ②指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスのうち，障がい児に提供するものを，基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなす。
- ③放課後等デイサービスの従業者及び利用定員について，主として重症心身障がい児を通わせる場合の特例を追加する。

3 施行期日

平成27年4月1日

○平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定について

基本的な考え方

①福祉・介護職員の処遇改善

- ・福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。
- ・良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

②障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- ・重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- ・個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- ・障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

③サービスの適正な実施等

「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。